様式第２号（第５条関係）

木古内町ちょっと暮らし住宅利用許可書

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

木古内町長

　木古内町ちょっと暮らし住宅実施要綱第５条の規定に基づき、下記のとおり住宅の利用を許可します。

　但し、下記の事項を遵守してください。

　１．利用許可期間

　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで（　　　日間）

　２．遵守事項

　　（１）留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

　　（２）火気の取り扱いに十分注意するとともに、冬期の水道凍結防止に配慮し、備え付けの備品等を適切に取り扱うこと。

　　（３）利用者は周辺環境の除草や除雪を適宜行い、住宅の適正管理を行うこと。

　　（４）ごみは、町の定められた方法により適切に排出すること。

　　（５）利用者は、住宅の利用期間が満了したときには、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

　　（６）その他、住宅の利用に関し、町長が必要と認めること。

　３．禁止事項

　（１） 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。

（２） 住宅を使用して就業、興業等の行為を行うこと。

（３） 住宅敷地内において、ペット等の動物を同伴すること。

（４） 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

（５） 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

（６） 政治、宗教の普及や勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。

（７） 近隣に騒音、悪臭等迷惑を及ぼす行為をすること。

（８） 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

（９） その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(10)　室内での喫煙に関すること。

　４．損害賠償

利用者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償

しなければなりません。又、住宅等を破損、汚損、滅失したときは、速やかに町長に報告しなけれ

ばなりません。